

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）伊万里西部地区日南郷
A換地区の換地計画に基づき、平成25年2月28日同換地区の換地処分を行っ
たので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準
用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成25年3月18日

佐賀県知事 古 川 康